

別表六（三）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が地方税法施行令第9条の7第6項ただし書（外国の法人税等の額の控除）又は第48条の13第7項ただし書（外国の法人税等の額の控除）（地方税法施行令第57条の2（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）の規定において準用する地方税法施行令第48条の13第7項ただし書を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「法人税の控除限度額1」は、その内国法人の各事業年度にあつては別表六（二）「18」の金額を、その連結法人の各連結事業年度にあつては別表六の二（二）付表「13」の金額を、その外国法人の各事業年度にあつては、別表六の三「11」の金額を記載します。